

介護サービス事業所運営指導結果について

訪問系サービス

【訪問介護員等の員数、看護師等の員数】 訪問介護・訪問看護

訪問介護員等の員数が、常勤換算方法で2.5以下であった。

訪問看護ステーションにおいて、看護師等の員数が、常勤換算方法で2.5以下であった。

訪問介護員等の員数（看護師等の員数）は、常勤換算方法で2.5以上必要であり、満たせない場合は、人員基準違反に当たります。

明白な基準違反で、改善勧告・命令の対象であり、勧告等に従わない場合は指定取消等の行政処分の対象となります。人員基準違反に該当しないよう配慮する必要があります。

【勤務体制の確保】 全サービス共通

併設施設、事業所との兼務関係が不明瞭な勤務表となっている。

同一敷地内にある事業所、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等と兼務する場合は、常勤・非常勤の別、専従・兼務の関係が分かるように勤務表を作成する必要があります。

【サービス提供の記録】

訪問介護・訪問看護

計画上の提供時間が記載されていた。

サービス提供記録における提供時間の記載は、居宅サービス計画
又は訪問介護計画上の提供時間ではなく、実際にサービスを提供
した時間を記載する必要があります。

【指定訪問介護の具体的取扱方針】

訪問介護

計画に位置付けていないサービスが提供されていた。

具体的には、居宅サービス計画又は訪問介護計画上では、身体介護 1 と計画されていた排泄介助を所要時間が延びたことを理由に、身体介護 2 で請求しているケース等

所要時間が恒常的（1月以上継続）に長く（短く）なっている場合は、居宅サービス計画の変更の援助、訪問介護計画の見直しをする必要があります。

【所要時間についての考え方】

訪問介護・訪問看護

【訪問介護】（老企第36号第2の2（訪問介護）(4)①

訪問介護の所要時間については、実際に行われた指定訪問介護（サービス）の時間ではなく、訪問介護計画において位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間とすること。

【訪問看護】厚告第19号別表3（訪問看護）注1 イ及びロについて
～中略～その主治の医師の指示及び訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護事業所が、指定訪問看護（サービス）を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。～略～

【居宅サービス計画に沿ったサービスの提供】 訪問介護
計画に位置付けていないサービスが提供されていた。

利用者や家族からの要請により、計画に位置付けられていないサービス提供が必要な場合は、担当の介護支援専門員と連携し、緊急時訪問介護加算を算定した上で提供するか、居宅サービス計画及び訪問介護計画を変更した上で提供する必要があります。

緊急時訪問介護加算を算定した場合であっても、居宅サービス計画及び訪問介護計画は必要な修正を行う必要があります。

参考資料

緊急時訪問介護加算（老企第36号第2の2(18)）

①「緊急に行った場合」とは、居宅サービス計画に位置付けられていない（サービスを提供した時間帯が、あらかじめ居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供の日時以外の時間帯であるものをいう。）訪問介護（身体介護が中心のものに限る。）を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいうものである。

②当該加算は、1回の要請につき1回を限度として算定できるものとする。

③緊急時訪問介護加算は、サービス提供責任者が、事前に指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図り、当該介護支援専門員が、利用者又はその家族等から要請された日時又は時間帯に身体介護中心型の訪問介護を提供する必要があると判断した場合に加算されるものであるが、やむを得ない事由により、～中略～事後に介護支援専門員によって、当該訪問が必要であったと判断された場合には、加算の算定は可能である。

④～⑥略

介護保険最新情報.vol69 平成21年4月改定関係（vol.1）／31

Q.緊急時訪問介護加算の算定時において、訪問介護計画及び居宅サービス計画の修正は必要か。

A.①指定訪問介護事業所における事務処理

- ・訪問介護計画は必要な修正を行うこと。
- ・居宅サービス基準第19条（サービスの提供の記録）に基づき、必要な記録を行うこと。

②指定居宅介護支援における事務処理

居宅サービス計画の変更を行うこと（全ての様式を変更する必要はない。サービス利用票の変更等、最小限の修正で差し支えない。）

参考資料

介護保険最新情報.vol69 平成21年4月改定関係 (vol.1) / 32

Q.ヘルパーの訪問時に利用者の状態が急変した際の要請に対する緊急対応等について、緊急時訪問介護加算の対象となるか。

A.この場合、緊急時訪問介護加算の対象とはならない。

緊急時訪問看護加算（老企第36号第2の4(16)）

①～②略

③当該月において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合については、当該緊急時訪問の所要時間に応じた所定単位数（准看護師による緊急時訪問の場合は所定単位数の100分の90）を算定する。この場合、[居宅サービス計画の変更を要する。](#)

④～⑤略

12.4.28事務連絡 介護保険最新情報.vol71介護報酬に係るQ&A vol.2 / I (1) ③11

Q.緊急時訪問看護加算を組み込んでいない場合であって、計画外の訪問看護を行った場合に、居宅サービス計画の変更で介護保険から給付されるか。

A.貴見のとおり

【指定訪問看護の具体的取扱方針】 **訪問看護**

サービス提供後に訪問看護計画書の同意を得ていた。

サービス提供後に指示書を受領していた。

主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、サービスを
提供するものであるため、サービス提供前に指示書を受領し、
訪問看護計画書の同意を得る必要があります。

【訪問介護計画の作成】 訪問介護

利用者の状況を把握・分析（アセスメント）していない。

利用者の家族から同意を得ていた。

訪問介護計画の作成にあたっては、利用者の状況を把握・分析し
訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにしてくだ
さい。

また、訪問介護計画は、利用者からの同意が必要となります。

【訪問介護計画の作成】 訪問介護

訪問介護計画に具体的なサービス内容等が記載されていない。

訪問介護計画の作成にあたっては、提供するサービスの具体的な内容（排泄介助、入浴介助、掃除、調理など）、所要時間、日程（毎週火曜日、木曜日・10時など）等を明らかにしてください。

【訪問看護計画の作成】 訪問看護

利用者から同意を得ていない。

訪問看護計画は、利用者及びその家族に説明し、利用者から同意を得る必要があります。

国から示されている様式には、利用者の同意欄がありませんので、同意欄を設け、利用者から同意を得てください。

【計画の作成】 全サービス共通

同意日を事前に記載している。

計画（案）を作成し、利用者及び家族に説明し、同意を得るというプロセスであり、同意日は事前に印字せず、同意を得た日に記載してもらってください。

※契約書や重要事項説明書についても事前に契約日や同意日を印字していることがあります。このことについても契約日、同意日に記載してもらってください。

【運営規程】 全サービス共通

運営規程の変更届出書を提出していない。

運営規程に記載している営業日（休業日を含む）、営業時間、通常の事業の実施地域等を変更する場合は、変更後10日以内に変更届出書を提出してください。

また、運営規程と重要事項説明書に相違があることが多く見受けられますので、運営規程又は重要事項説明書を変更した場合は、双方を確認するようにしてください。

【秘密保持等】 全サービス共通

利用者の家族の同意を得ていない。

サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ得る必要があります。

この場合、個人情報利用同意書の同意は、利用者本人だけでなく、家族からも同意を得るようにしてください。

【早朝、夜間、深夜の加算】 訪問介護

居宅サービス計画又は訪問介護計画に位置付けず、加算を算定していた。

早朝、夜間、深夜の加算は、居宅サービス計画又は訪問介護計画
上、サービスの開始時間が加算の対象となる時間帯にある場合に、
当該加算を算定できるものです。

【早朝、夜間、深夜の加算】 訪問看護

初回の緊急時訪問について、早朝、夜間、深夜の加算を算定していた。

毎月初回の緊急時訪問については、訪問時間帯が早朝、夜間、深夜の加算の時間帯であっても加算は算定できません。

2回目の緊急時訪問については、訪問時間帯の加算を算定することができます。

【生活機能向上連携加算】 訪問介護

初回、見直し時以外に加算を算定していた。

訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、医療提供施設等の理学療法士等の助言に基づき、訪問介護計画を作成し、当該計画に基づきサービス提供した初月に算定できます。

また、計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、再度助言に基づき訪問介護計画を見直した場合に算定できます。

【同一敷地内建物等減算】 訪問介護

減算せず、算定していた。

事業所と同一敷地内にある建物に居住する利用者に対してサービスを提供した場合は、所定単位数の100分の90（利用者50名以上の場合は100分の85）で算定する必要があります。

故意に減算しない場合は、不正請求に当たります。

【初回加算】 訪問介護

初回の訪問、初回の訪問した月内にサービス提供責任者が訪問していない。

サービス提供責任者が初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービス提供した場合又は同行した場合に算定できる加算です。

【緊急時訪問介護加算】 訪問介護

必要な記録を行っていない。

緊急時訪問介護加算を算定した場合は、利用者又は家族から要請のあった時間、要請の内容、緊急時訪問加算を算定する旨等を記録する必要があります。

【特定事業所加算】 訪問介護

「前回のサービス提供時の状況」をサービス提供前に毎回文書等による指示を行っていない。

サービス提供責任者は、利用者を担当する訪問介護員等に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項（※）を文書等の確実な方法により伝達をする必要があり、「前回のサービス提供時の状況」以外は、変化がない場合に記載することで足りります。

※利用者のADLや意欲、利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望、家族を含む環境、前回のサービス提供時の状況、その他サービス提供に当たって必要な事項

【特定事業所加算】 訪問介護

研修計画に不足する情報がある。

会議に全員参加していない。

「訪問介護員等及びサービス提供責任者の研修計画」の作成に当たっては、個別具体的な目標、内容、研修期間、実施時期などを定めた計画を作成する必要があります。

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議」は、開催日等を調整し、訪問介護員等全員が参加する必要があります。

【サービス提供体制強化加算】 訪問入浴介護 訪問看護
会議に全員参加していない。

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議」に開催日等を調整し、職員全員が参加する必要があります。また、参加出来なかった職員に会議の内容を伝達した日時等を記録することが望ましいと考えます。

根拠法令等

条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚告第19号）

留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）

解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（老企第25号）